

新・神戸文化ホール ネーミングライツパートナー募集要項

1. 趣旨

本市では、開館 50 年を迎えて老朽化が進む神戸文化ホールについて、現在の大倉山地区から三宮周辺地区へ新・神戸文化ホールとして移転・再整備する計画を進めています。

このたび、新・神戸文化ホールの魅力や知名度の向上、三宮周辺地区における魅力的で風格ある都市空間の実現、また、本市の文化芸術のさらなる発展等に貢献いただくことを目的とし、新・神戸文化ホールの運営経費の一部をネーミングライツ契約で御負担いただくネーミングライツパートナーを募集します。

2. 募集主体

神戸市

3. 施設の概要

(1) 対象施設

施設		建設予定地	開館予定	客席数
新・神戸文化ホール	大ホール	雲井通5丁目地区	2028 年	1,800 席程度
	小ホール			270 席程度 (移動観覧席利用時)
	中ホール	雲井通6丁目北地区	2030 年度以降 (時期未定)	700 席程度

【新・神戸文化ホールの整備に向けて (URL)】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/gejutsu/bunkahallsebi/index.html>



(2) 施設の特徴

輝ける神戸の未来に向けた「新たな価値を創り出す芸術文化創造拠点」として、以下のような機能・役割を果たします。

- ①市民の誇りとなる、神戸らしい芸術文化の発信
- ②市民主体の芸術文化活動の促進、さらなる高度化の支援
- ③芸術文化を担う創造的人材の育成と活用
- ④多様な人材が交流し、まちのにぎわいを生み出す空間と経済波及効果の創出
- ⑤神戸の個性を発揮することによる「選ばれるまち」の実現
- ⑥芸術文化の普及啓発拠点として誰もが芸術文化に触れる機会を提供

（３）施設利用実績・セールスポイント等

①現・神戸文化ホールについて

➤ 利用実績（令和５年度）

- ・大ホール 年間 243 日（利用率 82.9％）
- ・中ホール 年間 238 日（利用率 83.8％）

- ##### ➤ 1975 年の開館以来、50 年の歴史と精神、市民の愛着と誇りが受け継がれた、神戸の芸術文化の基幹施設。
- ##### ➤ オーケストラ、オペラ、バレエ、ダンス、ポップスコンサート等、様々な舞台芸術、エンタテインメントの発信拠点であると同時に、市民に身近な活動・発表の場として幅広い利用実績がある。

②再整備後のセールスポイント（通称名（愛称）表示による広告効果）

- ##### ➤ 「美しき港町・神戸の玄関口 “三宮”」の駅直結という優れた立地
- 商業や業務、文化、交流機能が集積し、交通の利便性が高い市内中心部に立地し、ホール自体にさらなる集客力の向上が見込まれます。
- ##### ➤ 再開発の複合施設内に設置されることによる広告効果
- ホールが再整備される再開発ビルは、新たな中・長距離バスターミナルやショッピングゾーン、ホテル、オフィスの配置により、ホール利用以外の目的でも昼夜を問わず多数の来場者が見込まれ、ホール利用者以外への広告効果も期待されます。
- ##### ➤ 三宮周辺地区の各種案内サインへの表示
- ホールは５線６駅が乗り入れる三宮駅に直結し、各駅構内や改札口付近の施設案内、車道や歩行者用の案内看板など、各種案内サインに施設名が表示されます。

4. 募集概要

（１）ネーミング

ネーミングライツパートナーは、施設の通称名（愛称）を命名する権利を有します。市民の愛着を踏まえ、「神戸（ひらがな・カタカナ・ローマ字表記も可）」を含む名称としてください。

- ① 募集の趣旨に照らし、名称変更を求める場合があります。
- ② その他、使用できる通称名（愛称）の条件等については「別紙１」に記載のとおりとします。

（２）対象とする施設

新・神戸文化ホールの総称（個々のホールのみを対象とした応募は不可）

(3) 期間および金額

30 年以上 50 年以内で総額 50 億円（税別）を希望します。（支払いは一括納付を希望しますが、分割納付を希望される場合は別途協議します。）

(4) 通称名（愛称）の使用開始時期

新・神戸文化ホールにかかる条例改正から大ホールの完成日までの間で協議のうえ決定します。

(5) 応募資格

ネーミングライツパートナーは法人を対象とします。

ただし、「別紙 2」に例示する者のほか、市がネーミングライツを取得させることが適当でないと認める者は対象外とします。

(6) 選定方法

選定委員会を設置し、書面審査のうえネーミングライツパートナーの選定を行います。

(7) 選定基準

次の事項などを「別紙 3」の項目および配点で審査して、候補者を決定します。

- ① 施設の運営に支障がない名称か。
- ② 提案金額、契約期間は妥当であるか。
- ③ 施設の魅力向上に資するものか。
- ④ 提案者の地域貢献度・活性化度が高いか。
- ⑤ 提案者の財務状況が健全で、提案金額等の支払い能力を有するか。

また、応募者が 1 者のみの場合も、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

(8) 応募書類

「別紙 4」のとおり

(9) 募集期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

必要書類（「別紙 4」参照）を事前連絡のうえ持参、E メール又は郵送のいずれかの方法により提出してください。郵送の場合は期間内必着とし、持参される場合の受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

(10) 提案について

- 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。) また、提出された提案書等は返却いたしません。
- 情報公開請求があった場合には、神戸市情報公開条例に基づき提案書等を公開することがあります。
- 提案を途中で辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- 提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

(11) 審査結果の通知・公表

- 審査の結果は、提案者に文書で通知します。
- 審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選定しないことになります。
- ネーミングライツパートナー候補者を選定した場合には、その法人名、施設の「通称名(愛称)」、ネーミングライツ料についてマスコミ等に公表します。
なお、候補者に選ばれなかった提案については、その内容は公表しません。

(12) ネーミングライツパートナーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

- ネーミングライツパートナーの候補者資格を得た後、もしくはネーミングライツパートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるときは、市はネーミングライツパートナー候補者の決定の取消し又は契約の解除をできることとします。
- その場合、施設の原状回復に必要な費用をはじめ、市に生じた損害については、応募者の負担とします。
- また、本ネーミングライツ契約は、新・神戸文化ホールを設置するための条例が神戸市会で議決されることを停止条件として効力を生ずるものとします。
- 当該条例が否決された場合には、契約を締結しなかったものとみなし、それまでに応募者が支出した費用等について市は関知せず、損害賠償責任等を一切負わないものとします。

(13) 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、「(14) 応募書類の提出先及びお問合せ先」に記載するメールアドレスに、「募集要項の質問」と件名を記入して電子メールで提出してください。また、電子メールの送付後、送付した旨を電話連絡し、市が受信できたことを確認してください。

- ①受付期間 令和6年11月1日(金)午前10時～11月15日(金)午後5時
②質問の回答 令和6年11月22日(金)以降、本市ホームページに掲載します。
※質問の回答内容については、募集要項の該当部分の追加又は修正とみなします。

(14) 応募書類の提出先及びお問合せ先

神戸市文化スポーツ局文化交流課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
TEL：078-322-6598
E-mail：bunka_kikaku@office.city.kobe.lg.jp

5. ネーミングライツパートナー企業への特典例

- (1) 施設名称表示権
 - (2) 施設内の広告スペースの提供
 - (3) 施設の優先利用権(最大3回/年)
 - (4) 名称の浸透・定着支援
- ※ 詳細については、別途協議のうえ決定します。
※ 権利・特典については、第三者への譲渡はできません。

6. 通称名(愛称)使用に伴う表示等の変更について

- (1) 表示サイン・看板等の新設、変更の場合
 - 通称名(愛称)使用開始当初に実施する表示サイン・看板等の新設及び変更は、本市がその費用を負担して実施するものとします。
 - 原則として、表示サイン・看板等は、すべて「通称名(愛称)」に変更するものとなりますが、施設敷地外の表示については、協議の上、変更する対象や変更時期を決定します。
 - 表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について屋外広告物条例や都市景観条例のほか、地域の景観に関する協定等にそって設置して頂くことになりますので、表示できる内容に一定の制約があります。
 - 市所有以外の国、県、鉄道事業者等が設置している表示の変更については、パートナーの希望に応じて市としてできる範囲での協力を行います(表示の変更を確約するものではありません)。
 - 社名変更などやむを得ない事情で表示サイン・看板等を変更する際の費用は、原因者負担の考え方により、ネーミングライツパートナーにご負担いただきます。
- (2) パンフレット等の変更について

本市作成パンフレットや封筒等の印刷物、本市のホームページの表示変更など名称変更にかかり必要となる最低限の費用については本市が負担します。ただし、印刷物については、次の改訂時に変更します。

7. 今後のスケジュール

- 2024 年 11 月～2025 年 1 月 ネーミングライツパートナーの募集
3 月 候補者の最終決定、通知、公表
 ネーミングライツ契約締結
- 2026 年度～ 新・神戸文化ホールにかかる条例改正（予定）
 通称名（愛称）の使用開始（具体の時期は候補者と別途協議）
- 2028 年 新・神戸文化ホール（大ホール・小ホール）開館予定
- 2030 年度以降 新・神戸文化ホール（中ホール）完成予定（時期未定）

参考）新・神戸文化ホール イメージ図



通称名（愛称）の条件等

① 使用できる通称名（愛称）

使用しようとする通称名（愛称）は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。

ア 特定の政党、政派の政治宣伝が目的とみなされるもの

イ 宗教宣伝に関するもの

例：教義や布教を目的とするもの、他の宗教等を批判、中傷するもの

ウ 個人・団体の意見に関するもの

エ 社会問題についての主義主張や係争中の声明に関するもの

オ 法令等に違反するもの

例：法令に違反したり、無許可な商品等に関するもの

例：肖像権、著作権等を侵害するもの

カ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

例：暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反するもの

例：差別等人権侵害のおそれのあるもの

例：風俗営業等で適切でないもの

例：名誉毀損、プライバシーの侵害のおそれがあるもの

例：青少年保護の観点から有害なもの及び適切ではないもの

例：現在社会問題を起こしている企業・団体に関係するもので、公共施設の名称等とすることが不適切と認められるもの

キ 消費者保護の観点から適切でないもの

例：マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるものや、わざと不当な表示等のあるもの

例：金融機関を除く金融業に関するもの（ただし、消費者金融業については、株式市場第2部以上の上場企業及びこれに準ずる企業は除く）

ク 公序良俗に反するおそれのあるもの

② 通称名（愛称）の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更などやむを得ない事情がある場合を除き、通称名（愛称）の変更はできません。

③ 通称名（愛称）の周知

通称名（愛称）の使用にあたっては、市のホームページや広報紙等で通称名（愛称）の周知に努めるほか、当分の間は広報紙等に条例上の名称を併記するなど、利用者が混乱しないように配慮することとします。

応募資格

- ① 政治団体又は宗教団体
- ② 団体、代表者が、国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を滞納、又は未申告である団体
- ③ 代表者及び役員に破産者及び禁固5年以上の刑に処せられている者がいる団体
- ④ 神戸市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体、又は神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体、若しくは神戸市から不利益処分を受けている団体
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である団体
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む団体
- ⑧ 消費者金融に関わる団体
- ⑨ たばこに関わる団体
- ⑩ ギャンブル（宝くじに係わるものを除く。）に関わる団体
- ⑪ 法律に定めのない医療類似行為に関わる団体
- ⑫ 社会問題を起こしている業種に関わる団体

審査項目および配点

項目	配点	
1. 提案価格	30 点	60 点
2. 提案期間	30 点	
3. 通称名（愛称）	5 点	40 点
4. 施設の魅力向上	15 点	
5. 地域貢献度	15 点	
6. 経営状況	5 点	
		100 点

※同点の場合は、「提案価格」⇒「提案期間」⇒「通称名（愛称）」の順で得点の高い提案を採用する。

応募書類

- ①新・神戸文化ホールネーミングライツパートナー提案書
- ②企業概要がわかる資料（直近3期分の決算報告書等、財務状況の分かる資料）
- ③登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、申込日から3箇月以内に発行されたもの）
- ④社会貢献活動・地域貢献活動の方針や実績及び今後の取組が分かる資料（特に文化芸術分野に関すること、神戸市の事業や地域等への貢献実績又は今後の取組方針）
＜様式任意＞
- ⑤新・神戸文化ホールの知名度向上や情報発信に関する今後の取組が分かる資料
＜様式任意＞
- ⑥その他（より良い施設運営等に向けた提案・要望があれば、合わせて提出してください。）
＜様式任意＞
- ⑦法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
- ⑧誓約書

※必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

※提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者にご負担いただきます。